

那珂市地域密着型サービスの整備に係る事業予定者選定指針

1 目的

この指針は、第9期那珂市介護保険事業計画の整備方針に基づき、地域密着型サービスを長期的かつ良好に提供できる事業予定者を選定する審査を行うために定めるものである。

2 選定の基本的な考え方

- (1) 第9期那珂市介護保険事業計画に適合しているとともに、居宅事業及び入所系事業が広く地域に開かれ、地域における高齢者のための福祉の推進拠点としての機能を発揮できる事業予定者を選定するものとする。
- (2) 事業者の役員等が社会福祉に対して熱意と知識・経験を有し、施設等の運営が健全かつ確実な事業予定者を選定するものとする。
- (3) 選定に当たっては、客観的な評価により、公正・公平に事業予定者の選定を行うものとする。

3 審査及び選定の方法

- (1) 事業者から提出された那珂市地域密着型サービス事業者公募申請書一式、事業者によるプレゼンテーション及び事業者への聴き取りを審査の対象とする。
- (2) 審査は、第一次審査、第二次審査に分けて行う。
- (3) 第一次審査は担当課による書類審査、第二次審査是那珂市地域密着型サービス整備審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、書類審査、事業者によるプレゼンテーション及び事業者への聴き取りにより行うものとする。
- (4) 第一次審査の書類審査においては、次の事項等の確認を行うものとする。
 - ア 那珂市地域密着型サービス事業者公募申請書一式に不備がないこと。
 - イ 事業者が予定している事業は、第9期那珂市介護保険事業計画に適合していること。
 - ウ 介護保険法（以下「法」という。）第78条の2第4項各号及び法第115条の12第2項各号に該当しないこと。
- (5) 第二次審査における事業者によるプレゼンテーション及び事業者への聴き取りは、次のとおり行うものとする。
 - ア 事業者の出席者の人数は、1事業者につき3人以内とする。
 - イ プレゼンテーションの時間は、1事業者につき30分以内とする。
 - ウ 事業者への聴き取りは、プレゼンテーション終了後、必要に応じて適宜行うものとする。（プレゼンテーション及び聴き取りについての詳細は、後日、事業者に通知する。）

- (6) 第二次審査においては、審査委員会の委員が那珂市地域密着型サービス事業者公募申請書一式並びにプレゼンテーション及び聴き取りの内容に基づき採点（以下「委員採点」という。）するものとする。
- (7) 審査委員会において、委員採点に基づいた委員ごとの順位を点数化（以下「順位得点」という。）し、各委員の順位得点を合計した得点（以下「合計順位得点」という。）が最も高い事業者を那珂市地域密着型サービスの整備に係る事業予定者として選定するものとする。

ただし、各委員の合計順位得点が同点だった場合は、各委員の委員採点の合計（以下「合計委員採点」という。）が最も高い事業者を事業予定者として選定するものとする。
- (8) 事業予定者として選定される場合であっても、合計委員採点が満点の60%に達しないときは、選定を留保し、提案内容の修正を求め、選定された事業者のみ再度審査を行うものとする。1事業者のみの応募の場合であっても同様とする。

4 事業予定者の決定

- (1) 審査委員会委員長は、第二次審査の終了後、那珂市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）に第二次審査の結果を報告する。
- (2) 運営委員会は、第二次審査の結果を審議し、事業予定者として適当であるか否かを市長に意見する。
- (3) 市長は、運営委員会の意見を聴いて事業予定者を決定する。

5 事業者への通知

市長は、応募したすべての事業者に対し、選定結果について通知するものとする。

6 事業者指定の申請

法第78条の2第1項及び法第115条の12第1項の規定による申請を行う事業者は、事業予定者としての選定結果の通知を受けた事業者に限るものとする。